		ファイナルリミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置及び作動したときのかご又は釣合おもりと緩衝器とのすき間を確認する。	ばね緩衝器又は緩衝材を使用している場合にあっては釣合おもりが緩衝器又は緩衝材に接するまでに、油入緩衝器を使用している場合にあってはストロークの二分の一を超えるまでに、巻胴式の場合にあってはかごが上部緩衝器又は上部緩衝材に接するまでに作動しないこと。
		リミットスイッチの作動の位置	スイッチの作動の位置がドアゾーン内であることを確認する。	ドアゾーン内で作動しないこと。
		取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
(四)	上部緩衝器又は上部緩衝材	設置及び取付けの状況	目視及び触診により確認する。	制動装置告示第一の規定に適合しないこと又は取付けが堅固でないこと。
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
(五)	頂部綱車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
(六)	調速機ロープ	径の状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、ロープが綱車にかかる箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定する。	イ　最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十パーセント未満であること。
				ロ　最も摩耗の進んだ部分の直径が綱車にかからない部分の直径と比較して九十二パーセント未満であること。
		素線切れの状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にかごがある場合に、ロープが綱車にかかる箇所、傷のある箇所等を目視により確認し、最も摩損の進んだ部分については重点的に目視により確認する。	イ　素線切れ要是正判定基準のいずれかに該当すること。
				ロ　素線切れ要重点点検判定基準のいずれかに該当すること。
		摩耗粉の状況	全長の摩耗粉の固着の状況を目視により確認する。	ロープの摩耗粉の錆が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。
		損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する。	著しい損傷又は変形があること。
(七)	かごの非常救出口（特殊告示第一第七号に掲げるエレベーターを除く。）	構造及び設置の状況	ふたの作動の構造及びスイッチの作動の状況を確認する。	令第百二十九条の六第一号又は第四号（かごの天井部に救出用の開口部を設けないエレベーターにあっては、特殊告示第一第一号）の規定に適合しないこと。
(八)	かごのガイドシュー及びガイドローラーその他これに類するもの（以下「ガイドシュー等」という。）	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう動部又は回転部の摩耗により運行に支障が生じていること。
(九)	かご吊り車	外観の状況	目視により確認する。	欠損又はき裂があること。
		取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		音の状況	聴診により確認する。	異常音があること。
(十)	ガイドレール及びレールブラケット	取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
		劣化の状況	目視により確認する。	著しい損傷又は腐食があること。
(十一)	施錠装置	取付けの状況	目視及び触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		ロック機構の状況	作動の状況を確認する。	令第百二十九条の七第三号の規定に適合しないこと。
		スイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	令第百二十九条の八第二項の規定に適合しないこと。